

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案

資料 1

◆以下の事項のうち、「従事する者」、「員数」を「従うべき基準」とし、それ以外の事項は「参酌すべき基準」とする。

項目	国基準案		墨田区基準案
従事する者 (省令・第 10 条)	・「児童の遊びを指導する者」(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条)であって、都道府県が実施する研修を受講した者とする。		国基準案のとおりとする。
員数 (第 10 条第 2 項)	・「児童の集団の規模」の基準で定める児童の集団に対して職員を 2 人以上配置することとし、うち 1 名は有資格者とする。 ・ 20 人未満の小規模クラブについては、専任の有資格職員 1 名と、併設施設の兼務職員 1 名でも可とする。		国基準案のとおりとする。
6 年生までの対応 (児童福祉法改正)	・ これまで記載されていた「おおむね 10 歳未満の児童」の規定が削除された。このことで、6 年生までが事業の対象範囲であることが明確化された。ただし、基準案ではこのことに触れておらず、6 年生までの受け入れを義務化していない。		墨田区の現状：墨田区学童クラブ条例第 3 条「1 年生から 3 年生に在籍している児童」「4 年生以上の児童で、区長が特に必要があると認めるもの」
児童の集団の規模 (第 10 条第 4 項)	・ 「児童の集団の規模」は、おおむね 40 人までとする。 ・ 「児童数」の考え方については、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数 (=実利用人数)とする。		墨田区の現状：別表 1 のとおり
施設・設備 (第 9 条)	専用室・専用スペース	・ 専用室・専用スペースを設けること。ただし、クラブを利用しない児童との共用も可能とする。 ・ 児童 1 人当たりおおむね 1.65 m ² 以上を確保すること	墨田区の現状：別表 2 のとおり
	その他・静養スペースを設けること	・ 静養スペースの設置方法は、子どもの安全面、健康、衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に応じたものとする	
開所日数、開所時間 (第 9 条)	・ 年間 250 日以上を原則とし、地域の実情を考慮して、事業所ごとに定める。 ・ 平日につき 1 日平均 3 時間以上、休日につき 1 日 8 時間以上を原則とし、事業所ごとに定める。		墨田区の現状：開所日数 平成 24 年度 245 日 平成 23 年度 244 日 平成 22 年度 243 日 (開所時間については満たしている。)

その他の基準	非常災害対策 (第 6 条)	・ 軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準より)	国基準案のとおりとする。
	虐待等の禁止 (第 12 条)	・ 入所中の児童に対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準より)	国基準案のとおりとする。
	秘密の保持に関すること (第 16 条)	・ 正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準より)	国基準案のとおりとする。
	保護者との連絡 (第 19 条)	・ 保護者と密接な連絡を取り、支援の内容等について保護者の理解と協力を得られるよう努めなければならない。	国基準案のとおりとする。
	小学校等との連携 (第 20 条)	・ 区、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等と密接に連携して支援に当たらなければならない。	国基準案のとおりとする。
	事故発生時の対応 (第 21 条)	・ 予め事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、事故やケガが発生した場合、速やかに適切な処置を行うこと。(放課後児童クラブガイドラインより)	国基準案のとおりとする。